

社会医療法人杏樹会 杏林記念病院における 院内感染対策に関する基本方針

1 院内感染対策に関する基本的考え方

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは医療提供施設にとって重要と考え、院内感染防止対策を病院全体が把握し、指針に則った医療が提供できるよう努める。

2 院内感染対策委員会の設置

院長を委員会の長とし、各専門職代表を構成員として組織する感染対策委員会を設置し、毎月 1 回の定期的な会議を行い、院内の感染防止対策に関する事項を検討する。緊急時には臨時会議を開催する。

3 感染症発生に関する事項

当院は『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』のとおり保健所を通じて都道府県知事へ届出を行う。

4 院内感染対策のための職員に対する研修に関する事項

院内感染防止対策の基本的考えおよび具体的方策の周知徹底、さらには職員の意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした研修会を年 2 回程度実施する。

5 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生または疑われる場合は、感染拡大を阻止するため、感染対策委員会および感染対策チーム(ICT)が速やかに対応する。また、連携病院や保健所の支援を受け速やかに対応する。

6 医療従事者と患者との間の情報共有に関する基本方針

本指針の内容を含め、全職員は患者と情報の共有に努めるとともに、患者およびその家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。
本指針の詳細を閲覧されたい方は、1階事務所までお申出ください。

7 その他の院内感染対策の推進に関する基本方針

院内感染防止対策推進のため「感染対策マニュアル」は、病院職員へ周知徹底を図るとともに、適宜見直しを行い、情報の共有化と安全性の向上に努める。